

一般社団法人荏原青色申告会の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条に定める正会員及び準会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人荏原青色申告会（以下「本会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

- ① 入会金 2,000円
- ② 会費 24,000円（月／2,000円）

(2) 準会員

- ① 会費 6,000円（年）

2 入会金は入会時期、紹介等の理由により、これを免除することができる。

3 事業年度の途中で入会した正会員の会費は年額とする。ただし、入会時期等の事由により、これを減免することができる。準会員についてはこの限りでない。

(会費等の納入)

第3条 本会に入会した正会員又は準会員は、前条の規定する入会金及びその事業年度の会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は準会員は、毎事業年度の会費として本会所定の方法により納入しなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は準会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 本会は、正会員又は準会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、原則としてこれを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人荏原青色申告会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。